

入居から退去まで

从入住至迁出

入居するときは、鍵を管理事務所から受け取ってください。鍵の予備はありません。なくさないようにしてください。

入住时, 请在管理事务所处领取房间钥匙。没有备用钥匙, 请注意不要丢失。

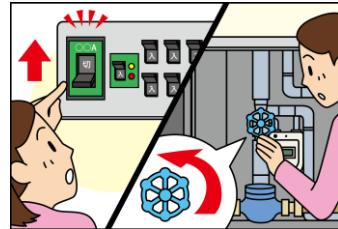


電気・ガス・水道・電話などの使用開始手続きは、各自で行ってください。

请各自办理电、煤气、水、电话等开通手续。

入居後、ブレーカーのスイッチを入れてください。水道の元栓を開けてください。

入住后, 请打开电闸。并打开水管闸门。



市営住宅では、より快適な団地生活を送るために、入居者が自治会などを結成しています。

自治会に入り、団地の掃除や草刈りなどの活動に参加してください。

为了使各位在市营住宅度过更加舒适的住宅区生活, 成立了由居民自主管理的“自治会”等组织。

请您加入自治会, 参加住宅区的扫除, 除草等活动。



近くに住んでいる人や、自治会役員の方に入居のあいさつをしてください。

入住时请向邻居以及自治会负责人打声招呼, 问候一下。



無断での入居は認められません。出生・同居・転出など、住んでいる家族の人数が増えたり減ったりしたときは管理事務所で手続きしてください。

不可未经允许入住。出生・同居・迁出等, 居住人数发生变化时请在管理事务所办理手续。



退去するときは、3週間前までに管理事務所で手続きしてください。

迁出时, 请提前 3 星期在管理事务所办理手续。

各種連絡先

各种联系方式

管理事務所 管理事务所

住宅について、困ったことがありますたら、お気軽に管理事務所に相談してください。

如果对住宅相关事宜, 有什么困难, 请您咨询管理事务所。

時間外の連絡先 营业时间外的联系方式

夜間・休日の緊急の修繕については、時間外緊急連絡センターに連絡してください。

夜间・休息日紧急维修等, 请您联系营业时间外紧急联络中心。

時間外緊急連絡センター

营业时间外紧急联络中心

(仅可以使用日语)

TEL : 052-523-4900

方面事務所 各地区事务所

修繕・駐車場等については、方面事務所に相談してください。

修缮・停车场等事宜, 请您咨询各地区事务所。

(仅可以使用日语)

東部事務所 东部事务所 TEL : 052-774-3871

西部事務所 西部事务所 TEL : 052-303-2251

南部事務所 南部事务所 TEL : 052-823-1315

北部事務所 北部事务所 TEL : 052-529-1261

通訳が必要な場合 如果需要翻译

上記の連絡先に電話をする際に通訳が必要な場合は、名古屋国際センタートリオホン（三者通話）を利用してください。

与上述联系点进行电话通话时, 如果需要翻译, 请使用名古屋国际中心的三方通话电话。

TEL : 052-581-6112*

また、名古屋国際センターでは、日本の生活などについて多言語で情報提供をしています。

另外还可以联系名古屋国际中心获得多种语言的日本生活相关信息。

TEL : 052-581-0100*

※対応時間：火曜日から金曜日 13:00～17:00 土曜日・日曜日 10:00～12:00 13:00～17:00 (中国語)

※接待时间：星期二至星期五 13:00～17:00 星期六・星期日 10:00～12:00 13:00～17:00 (中文)

言語によって対応時間が異なります。 各语种接待时间不同。



名古屋国際センター 名古屋国际中心

Link : <http://www.nic-nagoya.or.jp>

E-mail : info@nic-nagoya.or.jp

家賃の支払いは、口座振替を利用できます。家賃は毎月 27 日に引き落とされます。

房租的支付，可以使用银行转账方式。房租每月 27 日自动转账。

口座振替を利用しない場合は、納入通知書を送ります。毎月末日までに銀行や郵便局で家賃を支払ってください。

不使用银行转账的，将会发送给您“房租支付通知书”。请在每月最后一天前前往银行或者邮局交纳房租。

市営住宅に入居している方は、年間の収入を申告する必要があります。収入の申告がないと、適正な家賃が決められず、民間住宅並の家賃となります。収入申告書は、毎年 6 月頃に配りますので、必ず出してください。

入住市营住宅的居民，需要申告年收入。如果不申告收入，则无法确定适当的房租金额，将收取与民营住宅同等的房租。收入申告书于每年 6 月左右分发，请务必提交。

生活のきまり

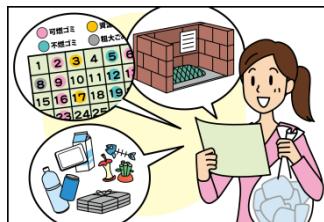
生活上的规定

市営住宅の入居者や同居者は、周辺の環境を乱すことや、他人に迷惑をかけることをしてはいけません（名古屋市営住宅条例）。

入住市营住宅的居住者及同居者，严禁扰乱居住周边环境以及妨碍他人的行为（名古屋市营住宅条例）。

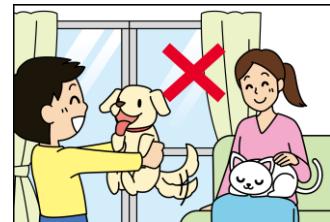
家賃滞納や迷惑行為があると、市営住宅を退去していただく場合があります。注意してください。

请注意，如果有拖欠房租或给别人造成困扰的行为，将会强制请您搬离市营住宅。



ゴミは、決められた日時・場所・方法で出してください。

垃圾请在规定的时间·地点·按规定的办法丢弃。

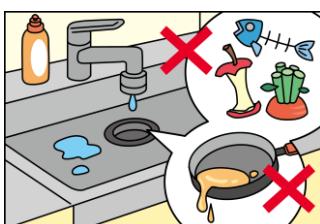


犬や猫などのペットは飼えません。

不能饲养狗、猫等宠物。

浴室以外の床は防水していません。水がこぼれたら拭き取ってください。

除浴室以外的地面都未进行防水加工。如果有水泼溅溢出，请擦拭干净。



台所の流し台に、生ゴミや油などを捨てないでください。

请不要向厨房的水槽内倾倒厨房垃圾或油。



廊下や階段に物を置かないでください。

请不要在走廊及楼梯间内放置物品。

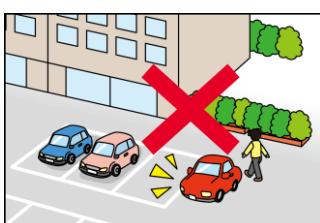


バルコニーは避難経路になっています。仕切板の近くに物を置かないでください。

阳台是避难通道。请不要在隔断板附近放置物品。

部屋の壁や床は、隣や下の階に音が響くので気をつけてください。

房间的墙壁，地板不隔音，请注意室内音量。



団地の中や、団地の周りの道路に自動車をとめることはできません。

居住区内，及周围的道路不能停放汽车。



夜遅くや朝早くに、部屋の中で大きな音を出さないようにしてください。

夜间或清晨，请不要在房间内发出大的声响。

許可を受けずに部屋の中を改造することは禁止されています。

禁止未经允许的房间改造。

